

第25回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 23 年 7 月 14 日（木）午後 1 時 4 0 分～午後 2 時 3 0 分
- 2 場 所 長野県庁 本館棟 3 階 特別会議室
- 3 出席者
(委 員) 竹内会長、岡田委員、織委員、小金委員、平田委員
(事務局) 塩谷課長、神事課長補佐、北原担当係長、若林主査、山田主事、石田主事
- 4 議 題
(1) 新規意見聴取案件の報告・審議
(2) その他
- 5 議事経過
(1) 7 月 8 日（金） 各委員へ事務局から新規案件資料を事前送付、各委員は資
～ 7 月 14 日（木） 料を検討の上、事務局へ疑問点等の提示
(2) 7 月 14 日（木） 審議会の開催 （別紙のとおり）
(3) 7 月 19 日（火） 審議結果を実施機関へ通知
- 6 その他
次回審議会の開催日時は、平成 23 年 12 月 22 日（木）午後 3 時 30 分からとする
ことを決定した。

(別紙)

会 長： これより第 25 回個人情報保護運営審議会を開会いたします。
まず、案件一覧表の番号 1 番について、こども・家庭課から説明をお願いします。

こども・家庭課： (番号 1 番 資料に基づき説明)

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

委 員： 現在、臓器提供施設として県内 5 施設、また、18 歳未満の場合は信州大学付属病院に限定されているようですが、今後、脳死等が生じて臓器提供を行う病院が出てくれば、その病院も提供先の「児童からの臓器提供を行う施設」に含まれていくということによろしいですか。

こども・家庭課： そうということです。

会 長： 他に質問、意見ありますか。

各 委 員： (承諾する。)

会 長： それでは、番号 2 番について人事課から説明をお願いします。

人 事 課： (番号 2 番 資料に基づき説明)

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。
登録簿変更の案件ですが、特に氏名を公表するという点ですね。

委 員： 県教委においても懲戒処分対象者は、公表されているのですか。

人 事 課： 任命権者ごとに取扱いを決めておりますが、指針等の方向性とすればどの任命権者においても横並びの対応をとっています。一番は、行政の透明性等の観点から、組織内で隠ぺいしないで公表するという主旨であり、特に懲戒免職については氏名を公表しています。

委員： 何のために公表するのかという点は、他の職員にも注意を促して警告するという点もあると思います。公表の目的を明確にすることによって理解が得られることが多いと思います。

委員： ホームページへの掲載自体についてのご意見もあるようですが、その内容を聞かせてください。

人事課： 懲戒処分対象者をホームページに掲載するということは、不特定多数の人に常に見られる状況に置くということであり、まさに人権侵害であるというご意見でした。

会長： 一時的なものではなく、継続的にということですね。
公表をプレスリリースのみで、ホームページでは行わないという他県の理由は、どのようなものですか。

人事課： 他県においては、発表資料を必ずしもホームページに掲載するとは限らないところや、ホームページの特性からプレスリリースはするが、ホームページには掲載しないところもあるといった実情です。
長野県のようにプレスリリースのルールに沿って、ホームページにも掲載しているという県もあります。

委員： 新聞などの報道であれば、住んでいる地域によっては知りえないということもあると思います。
一方、ホームページに掲載するということは、他県の状況を見ても違法とは言えないと思いますが、ホームページの情報の広がり方や誰でも見られるという特性を考えると、積極的に載せる理由が必要かとも思います。

委員： 公表について公共性があるとなれば、県民にとっても必要な情報であるといった場合もありますし、インターネットが情報収集のための簡単かつ有益な資料収集の方法だとするとホームページに掲載してほしいという要望を持たれる県民の方もおられるのではないかと思います。また、不祥事防止の抑止力として働くこともあるでしょうし、他県の状況等を見ると、身内をかばっている等の批判を受けないためにも一定期間の公表というのはいり得るのかなと思います。

会 長： ささまざまな意見がありましたので、今の時点で、審議会として登録簿変更についての判断をまとめることは難しいと思われます。次回に継続して審議するというにします。

それでは、番号3番から5番までの案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号3～5番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： 次は6番ですが、これは特定個人に係る案件なので、最後に審議します。

では、番号7番から23番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号7～23番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： 次に24番からですが、途中の27、28番は特定個人に係る案件なので最後に審議します。

では、番号24番から30番までの案件について事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号24～26、29、30番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： では、案件番号31番と32番について事務局から説明をお願いします。

事務局： （番号31、32番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： では、案件番号6番と27、28番について事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （番号6、27、28番 資料に基づき説明）

会 長： ただいまの説明部分について、何か質問、意見はございますか。

各 委 員： （承諾する。）

会 長： 以上で本日の案件は全て終了しました。

人事課の案件につきましては、継続審議とします。その他の案件に関しては、適当と認めるということにさせていただきます。

前回の議事録について事務局から事前に送付しておりますが、何か委員の皆さんから質問、意見等ございますか。

それでは、この内容で議事録を確定させていただきます。

次回審議会は、12月22日木曜日の15時30分から、この県庁の会議室でということにさせていただきます。

以上で本日の個人情報保護運営審議会の会議を終了させていただきます。